

駐車監視員活動ガイドライン

【大森 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道15号	第一京浜	南大井3-32先大森海岸前	大森西6-16先梅屋敷駅入口交差点	7-22	
2	主要地方道318号	環状七号線	山王3-15先	大森東1-32先	7-22	
3	国道131号	羽田街道(産業道路)	大森中1-1先大森警察署前交差点	大森東4-41先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	沢田通り	大森北2－13先大森海岸通り	大森北6－23先沢田交差点	8－20	
2	都道421号	池上通り	山王1－1先	中央4－36先	7－22	
3	区道	大森海岸通り	大森北2－13先	大森北2－18先	8－20	
4	区道	八幡通り	大森北4－1先	大森北3－43先	9－19	
5	区道	登記所通り	大森北4－6先	大森北5－11先	8－20	
6	区道	ジャーマン通り	山王1－4先	山王1－45先	7－19	
7	都道補助27号	東邦医大通り	大森西3－11先	大森西6－11先	8－20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	7－22	
2	JR大森駅前周辺	7－22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺	8－20	
2	京浜急行平和島駅周辺	8－20	
3	入三商店街周辺	8－20	
4	大森東1丁目周辺	8－20	
5	平和島地区	8－20	
6	京浜島地区	8－20	
7	東海2丁目地区	12－20	
8	東海1丁目地区	8－20	